

令和7年東峰村条例第11号

東峰村こどものえきの設置及び管理運営に関する条例の制定について

東峰村こどものえきの設置及び管理運営に関する条例を次のように定める。

東峰村こどものえきの設置及び管理運営に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、東峰村こどものえき（以下「こどものえき」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 日田彦山線沿線地域の観光交流の拠点として、観光誘客促進による地域の活性化を図ることを目的にこどものえきを設置する。

(名称及び位置)

第3条 こどものえきを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木質遊び場	東峰村大字福井926番地7
カフェ（厨房・ホール）	東峰村大字福井926番地7
待合スペース	東峰村大字福井926番地7
トイレ	東峰村大字福井926番地7
ガラスハウス	東峰村大字福井926番地2

(事業)

第4条 こどものえきは、設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 施設を活用した企画及び運営に関する事業
- (2) 飲食物の提供等の事業
- (3) 地域の物産物等の販売に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業

(利用の承認)

第5条 こどものえきを利用しようとするものは、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、利用の承認を与える場合において、こどものえきの管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用の不承認及び承認の取消し)

第6条 村長は、こどものえきを利用しようとするもの又は前条の規定による利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を承認せず、又は承認を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等に損害を与えるおそれがあるとき。
- (3) その他こどものえきの管理上支障を生ずるとき。

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 前条の使用料は規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第9条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、村長が特にやむを得ない事由があると認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 こどものえきの管理は、法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業を遂行する業務
- (2) こどものえきの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 利用の承認、不承認及び承認の取消しに関する業務
- (4) 利用料の收受及び減免に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務に付随する業務

(指定管理者が管理をする場合の利用料)

第12条 第10条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、施設の利用に係る料金(以下「利用料」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により、利用料を指定管理者の収入として収受させる場合は、第7条及び第8条の規定は適用しない。
- 3 こどものえきの利用者は、指定管理者に利用料を支払わなければならない。
- 4 利用料の額は、第7条に規定する金額を上限とする範囲内で、指定管理者があらかじめ村長の承認を受けて定めるものとする。
- 5 指定管理者は、村長が別に定める基準に従い、利用料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第13条 利用者は、こどものえきの建物、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(読替規定)

第14条 第10条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては、第5条、第6条及び第9条の規定中「村長」とあるのは「指定管理者」と、第9条の規定中「使用料」とあるのは「利用料」と読み替えて適用する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）
施設使用料表

区分	単位	基本使用料	
ガラスハウス	1時間	東峰村に住所を有する者	500円
		上記以外の者	1,000円
木質遊び場	1回	東峰村に住所を有する者	400円
		上記以外の者	800円

注 使用料には消費税を含む。